

交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その2）

公募型プロポーザル実施要項

令和6年5月

交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

## 1. 業務目的

当該地区は、第二京阪道路及び JR 学研都市線の上に位置し、交通利便性が高く、纏まった農地が広がり平野部から交野山を望む交野らしい景観が維持された地域であるが、令和 3 年度に「人・農地プラン」の作成を行わない方針が示されている。

本業務は、上記のポテンシャルを活かしたまちづくりの実現化に向けて、令和 4 年度、令和 5 年度に実施したまちづくり検討業務をもとにさらに具体的な検討を行うべく、事業計画案を整理し、魅力ある新たな街が形成されるよう地域住民によるまちづくり活動を支援することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名称

交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その 2）

### (2) 業務内容

別紙「交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その 2） 特記仕様書」のとおり

## 3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日(金)まで

## 4. 提案上限額

29,799,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、提案内容に関わらずこの上限額を超える提案は受け付けない。

## 5. 参加資格要件

次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

なお、資格要件の基準日は提出期限と同日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格の指名停止期間でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 条号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 平成 31 年度以降で同種業務の履行実績を有すること。  
なお、同種業務とは大阪府内の地方公共団体が発注した土地区画整理事業に係るまちづくりの調査業務又は地元支援業務について、元請としての業務完了実績を有していること。
- (7) 本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、過去 10 年間で同種業務の履行実績を有すること。

また、特記仕様書（7.管理技術者、照査技術者及び担当技術者の要件）に掲げる要件を満たしていること。

- (8) ISMS（Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム）若しくはプライバシーマークの認証を取得していること。

## 6. スケジュール

	実施項目	提出書類	実施日（提出期限）
1	公募開始		令和6年5月28日(火)
2	過年度成果内容の閲覧		令和6年5月28日(火) ～令和6年6月7日(金)
3	質問提出	様式第1号	令和6年6月3日(月) 午後5時00分まで
4	質問回答		令和6年6月6日(木)
5	参加申込書提出	様式第2号	令和6年5月28日(火) ～令和6年6月7日(金) 午後5時00分まで
6	企画提案書提出		令和6年6月18日(火) 午後5時00分まで
7	書類審査に基づく審査結果通知		令和6年6月24日(月) 【予定】
8	プレゼンテーション審査 (企画提案書のヒアリング)		令和6年7月1日(月) 【予定】
9	審査結果通知		令和6年7月上旬予定
10	契約締結		令和6年7月上旬予定

## 7. 過年度成果内容の閲覧

過年度成果内容の閲覧については、下記のとおりとする

### (1) 期間

令和6年5月28日(火)～令和6年6月7日(金)まで

(各日午前9時00分～午後5時00分まで。電話にて事前予約すること。)

### (2) 閲覧場所

交野市都市まちづくり部都市まちづくり課 窓口

住所：大阪府交野市私部1丁目1番1号

### (3) 注意事項

口頭による質問の受付は行わない。

また、写真撮影及びコピーは不可とする。

## 8. 質問及び回答

本実施要項、仕様書及び過年度成果に関する質問は、下記のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時00分まで

(3) 提出方法

電子メールとする。（但し、送信後に電話にて受信確認すること。）

なお、口頭による質問の受付は行わない。

MAIL: tosi@city.katano.osaka.jp TEL:072-892-0121

(4) 回答予定日

令和6年6月6日（木）

市ホームページに質問・回答内容を掲載するものとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

9. 参加申込書等の提出

応募者は、下記により参加申込等の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第2号）
- ②会社概要書（様式第3号）
- ③業務実績調書（様式第4号）
- ④配置予定技術者調書（様式第5号）

(2) 提出期間

令和6年5月28日（火）から令和6年6月7日（金）午後5時00分必着

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。

なお、持参の場合は、午前9時00分から午後5時00分までとする。（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(5) 提出先

交野市都市まちづくり部都市まちづくり課

住所：〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

10. 参加申込書提出後の辞退

参加申込書（様式第2号）の提出後、参加を途中で取りやめる場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出するものとする。

## 11. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②見積書（任意様式）

### (2) 作成上の留意点

- ①企画提案書は、A4版、用紙縦、横書き両面印刷、左綴じで製本するものとする。
- ②企画提案書は、表紙、目次を除き両面印刷8ページ程度で簡潔に記載すること。
- ③文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。
- ④使用言語は日本語とする。
- ⑤企画提案書の表紙に、提案書に関する連絡先（会社名、所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレス）を記載すること。（原本のみ）  
※副本には、連絡先を記載しないこと。
- ⑥見積書は、任意様式とするが、別紙「交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その2）特記仕様書」に記載する業務項目と一致させること。ただし、追加提案する見積項目がある場合、追加提案項目であることを明記すること。  
なお、業務上限額に示す金額の範囲内で見積作成すること。

### (3) 企画提案書の記載事項

#### ①業務実施方針

本市の現状を踏まえ業務実施の基本的な考え方について記述すること。

#### ②業務内容

「交野市寺・向井田地区まちづくり基本計画検討業務委託（その2）特記仕様書」の業務内容に沿って作成し、下記の評価テーマ1、2それぞれをもとに、実施に当たっての取組、手法及び体制等の提案事項を簡潔明瞭に記載すること。

評価テーマ1：事業化に向けて地権者・関係者の合意形成を図る上での留意点及び工夫

評価テーマ2：事業計画案の立案に向けての方針

#### ③その他

本業務において、上記①、②以外で貴社が提案する点を記述すること。ただし追加提案する見積項目がある場合、追加提案項目であることを明記すること。

なお、提案上限額に示す金額の範囲内で実施できるものとする。

#### ④工程計画等

工程計画、測量作業、業務実施体制等について記述すること。

### (4) 提出期限

令和6年6月18日（火）午後5時00分

### (5) 提出部数

企画提案書は、正本1部、副本各10部

### (6) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。

なお、持参の場合は、午前9時00分から午後5時00分までとする。(受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(7) 提出先

交野市都市まちづくり部都市まちづくり課

住所：〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

(8) 無効となる企画提案書

企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②本実施要項で指定する様式、記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤同一法人から2件以上の提案をするもの。

12. 事業者選考方法

提出書類及び提案説明に基づき、選考委員会において選考し、最も合計得点の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(1) 第1次審査

- ・第1次審査では、業務実績、配置予定技術者、企画提案書（業務実施体制工程計画等のみ）及び見積書により審査を行い得点の高い順の上位3事業者までを選定する。
- ・参加事業者に対し、第1次審査結果を通知するとともに、第1次審査で選定された事業者に対しては、第2次審査の案内を通知する。

(2) 第2次審査

提出された企画提案書に基づき、ヒアリングを行う。ヒアリングの概要は、企画提案書の内容の説明及び審査員による質疑対応とし、下記の要項とする。

なお、追加資料等の配布は認めない。ただし、パソコン及びプロジェクターを利用してプレゼンテーションを実施する場合は、追加の内容を含まない説明資料に限り、利用するものは認める。

①日時場所

日程：令和6年7月1日（月）【予定】

場所：(未定)

※詳細な日時、場所については、提案者に別途通知する。

②出席者

3名以内とする。

なお、説明は、管理予定技術者が行うこととする。

③プレゼンテーションの実施方法

1提案者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。ヒアリン

グ時に必要なパソコン等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

※プロジェクター及びスクリーンは市が用意したものを利用することも可能とする。

13. 審査基準

別紙1「審査基準書」のとおりとする。

14. 注意事項

(1) 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等については、提出後の差替え、変更、削除等は認めない。

また、提案者が提出した書類は返却せず、正本はプロポーザル実施資料として公開することなく厳重に保管し、副本は確実に破棄する。

(3) 応募者が1者の場合でも、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行うものとし、合計得点の60%未満は選定しない。

15. 担当部局

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市都市まちづくり部都市まちづくり課 担当者 笠木

TEL : 072-892-0121 FAX : 072-893-2636

MAIL : tosi@city.katano.osaka.jp